

商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針

令和2年5月14日

令和2年6月16日改訂

令和2年10月8日改訂

令和3年9月17日改訂

はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と経済社会活動の両立を図っていくにあたり、商店街においては、適切な感染防止対策を講じ、事業者と来街者の皆様の安心・安全を確保していくことが求められます。

このため、各商店街で留意すべき事項を本ガイドラインにまとめました。事業者の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考としつつ、各商店街の実情に応じて、感染拡大防止に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

I. 一般的事項

商店街は、飲食店等の個店が集積していることから、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」が生じないように下記対策を推進すること。

1. 店舗等における感染防止対策及び来街者の皆様への注意喚起

- ① いわゆる咳エチケットや、正しいマスクの着用など、感染症防止に向けて来客の皆様

にも励行いただくよう依頼を徹底すること。

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」（本ガイドライン参考3）参照。

- ② 大声を控えていただきたい旨や、マスクを着用している場合であっても会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知・掲示すること。
- ③ こまめな手洗いや、アルコール等の手指消毒液の使用を徹底すること。
- ④ 買い物時等には、適切な距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保していただくよう依頼すること。
- ⑤ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食は控えていただくよう依頼すること。
- ⑥ 食事中以外のマスク着用や、過度な飲酒の自粛を依頼すること。
- ⑦ 入店時の検温、有症状（37.5度以上または平熱を超える発熱等）の入店防止措置への協力を依頼すること。
- ⑧ 各店舗等の実情に応じて、接触アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの登録、事前予約制の導入、入店時の連絡先把握、QRコードの活用等により来店者等の把握を行うことが望ましい。また、その旨を来客の皆様にご周知すること。（接触確認アプリ（COCOA）機能のため、「スマホの電源及びBluetoothをonにした上でマナーモードにすること」をお知らせするなど。）

2. 商店街共用部（駐車場、トイレ、休憩スペース等）における感染防止対策

① 共有する物品（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）や不特定多数（出入口、休憩室・更衣室・食堂・喫煙室）が接触する場所については、定期的かつこまめに消毒すること。

② 屋内施設については、こまめな換気を徹底すること（1時間に2回以上、1回に5分以上、又は常時換気が望ましい。寒冷な場面では室温が大幅に下がらない範囲で常時窓開けが望ましい）。換気の補助として、フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの併用も有効。

※乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿。

※必要に応じ、CO₂測定装置を設置する（室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置）等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下を維持することも望ましい。

③ トイレについては、トイレの蓋を閉じて汚物を流すように表記することや、ハンドドライヤー（※）や共通のタオルの使用は禁止すること。

※ハンドドライヤーは、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合は、使用可能。

④ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて縛って密閉すること。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。

⑤ 休憩スペース等の従業員共有スペースにおいては、（食事、喫煙を含む）休憩・休息の

際はできるだけ2mを目安に最低1m顔の正面から距離を確保し、一定人数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をすることが望ましい。

- ⑥ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用すること。

3. 従業員の感染防止対策

- ① 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。また、有症状者（37.5度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者）の出勤を自粛するとともに、体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談すること。

- ② いわゆる咳エチケットや、正しいマスクの着用を徹底すること。

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」（本ガイドライン参考3）参照。

- ③ 大声を控えること。
- ④ こまめな手洗いや、アルコール等の手指消毒液の設置・使用を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等（本ガイドライン参考2参照）も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。

- ⑥ 休憩時間や待合場所、車輦内部や共同生活空間等での密集を回避すること。密集が回避できない場合は、各商店街・店舗の実情に応じ、人数制限・動線の確保、マスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保に努めること。
- ⑦ 来客数が増大し密集状態が懸念される場合は、適切な入場制限や整列対応（列にマークを付ける等）、利用時間をずらす等の工夫を行うこと。
- ⑧ 店内では、椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、真正面の座席配置回避（顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することが望ましい）、パーティションやアクリル板、透明ビニールカーテンを設置するなどして感染防止に努めること。
- ⑨ 飲食店では持ち帰りやデリバリー等の活用も検討すること。
- ⑩ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ⑪ 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ⑫ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないこと。
- ⑬ パンフレット等の配布物は手渡しではなく据置き方式とすること。
- ⑭ 電子決済の利用を推奨すること。
- ⑮ ユニフォームや衣服をこまめに洗濯すること。
- ⑯ 職場における検査の更なる活用・徹底を図ること。

・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること。

- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、濃厚接触者に対してPCR検査等を速やかに実施すること。

- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、以下の対応が必要。

- ① 連携医療機関を定めること

- ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

- ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること

- ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)等を参照す

ること。

II. 商店街イベント（お祭り、セール、抽選会等）の実施

1. 基本的な考え方

商店街における集客を伴うイベントについては、参加人数が比較的少ないイベントも含め、都道府県の方針に従うことを前提に、上述 I. の各項目を遵守した上で実施すること。また、参加者が 1,000 人を超えるようなイベントは、都道府県や保健所と相談するとともに、中止を含めて開催を慎重に検討すること。さらに、来場者の区画・管理に努めることが望ましい。

2. 具体的な感染防止対策及び収容率・人数上限

商店街イベント開催時の収容率及び人数上限に関しては、上述の基本的考え方を前提に、当面の間、収容率 50%以内と 5,000 人の少ない方を上限とする。ただし、実施するイベントの内容及び感染防止対策が以下の条件を満たす場合には、表 1 のとおり緩和することができる。

※収容率・人数上限を含む催物の開催制限等については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP「最新情報」のページ (<https://corona.go.jp/news/>) にて、最新の【事務連絡】を確認すること。

<商店街イベント実施時の感染防止対策>

- ① マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うとともに、マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布するなど、着用率 100%を担保すること。

- ② 大声を控えていただきたい旨や、マスクを着用している場合であっても会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知・掲示すること。参加者に大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行うこと。

※大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、音量を上げすぎないように留意すること。

※ラッパ等の鳴り物は飛沫を拡散させる可能性があるため、使用しないこと。

- ③ こまめな手洗いや、アルコール等の手指消毒液の使用を徹底すること。
- ④ 施設内（出入口、トイレの他、ウイルスが付着した可能性のある場所）を定期的かつこまめに消毒すること。

- ⑤ 屋内施設でのイベントにおいては、こまめな換気を徹底すること（1時間に2回以上、1回に5分間以上、又は常時換気が望ましい。寒冷な場面では室温が大幅に下がらない範囲で常時窓開けが望ましい）。換気の補助として、フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの併用も有効。

※乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿。

※必要に応じ、CO₂測定装置を設置する（室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置）等により換気状況を常時モニターし、1000ppm以下を維持することも望ましい。

- ⑥ 来客数が増大し密集状態が懸念される場合は、適切な入場制限や整列対応（列にマークを付ける等）、入退場時間をずらす等の工夫を行うこと。入場口・トイレ等で密集が回避できない場合は、各商店街等の実情に応じ、人数制限・動線の確保、マスクの常時着

用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保に努めること。

- ⑦ 大声での歓声、声援等が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保すること。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は一席（立席の場合1 m）空けること。また、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保すること。
- ⑧ 飲食の可能なスペースについては、感染防止策（①アクリル板等パーティションの設置又は座席の間隔確保、②手指消毒の徹底、③食事以外のマスク着用、④換気の徹底、⑤発声が想定される場面での飲食禁止、⑥食事時間の短縮・限定）を講じること。特に収容率が50%を超える場合は、長時間マスクを外すこと等によるリスクを踏まえ、上記感染防止策を講じたスペース以外での食事は原則禁止すること。
- ⑨ 食事中以外のマスク着用や、過度な飲酒の自粛を依頼すること。
- ⑩ イベント会場入場時の検温へのご協力を依頼すること。また、有症状者（37.5度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者）の入場制限を行うこと。入場制限については、イベント開催前に周知を行うこと。
- ⑪ 各商店街・会場等の実情に応じて、接触アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの登録、事前予約制の導入、入場時の連絡先把握、QRコードの活用等により参加者の把握を行うことが望ましい。また、その旨を参加者に周知すること。（接触確認アプリ（COCOA）機能のため、「スマホの電源及びBluetoothをonにした上でマナーモードにすること」をお知らせするなど。）
- ⑫ 有症状者は出演、練習を控えること。特に、合唱等声を発出するイベントでは参加者

間の身体的距離の確保、マスク着用、換気の徹底等、感染防止策を講じること。また、演者等と観客がイベント開催時及びその前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせることを。

⑬ 演者に対する検査の活用・徹底を図る際には、以下を参考にすること。

- ・ 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握を依頼する。
- ・ 体調が悪い場合には出演を見合わせる。
- ・ 演者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その演者に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施することが望ましい。
- ・ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所ので了承を得た上で、濃厚接触者に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ・ 抗原簡易キットの購入にあたっては、以下の対応が必要。

① 連携医療機関を定めること

② 検体採取に関する注意点等を理解した者の管理下での自己検体採取をすること

③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること

- ・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

・ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html等を参照す

ること。

⑭ イベント前後の滞留回避、身体的距離の確保、マスク着用等に対する注意喚起を実施すること。

⑮ イベント前後は会場への呼びかけ等により、時差入退場の実施や、交通機関・飲食店などの分散利用を促すこと。

⑯ 主催者及び施設管理者において、本ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表すること。

【表1】感染状況に応じたイベント開催制限等について（令和3年9月9日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡別紙1）

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)		5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
 ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
 ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
 ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

Ⅲ. その他事項

このほか、商店街に属する各店舗において、[小売業](#)や[飲食業](#)を含め、関連する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応すること。

また、感染防止対策に関する従業員への指導や来街者への協力依頼、情報発信にあたっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による「感染拡大防止 特設サイト」(<https://corona.go.jp/proposal/>)に掲載されているポスター・チラシ等も活用されたい。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえて、見直すことがあり得る。

以上

(参考1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020.5.4) 別添

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(参考2) 感染リスクが高まる「5つの場面」

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 感染拡大防止 特設サイトより)

<https://corona.go.jp/proposal/>

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(参考3) 新型コロナウイルス感染症の予防

(厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」より)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう 時計や指輪は外しておきましょう

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのばすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやるう



マスクを着用する(口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索

